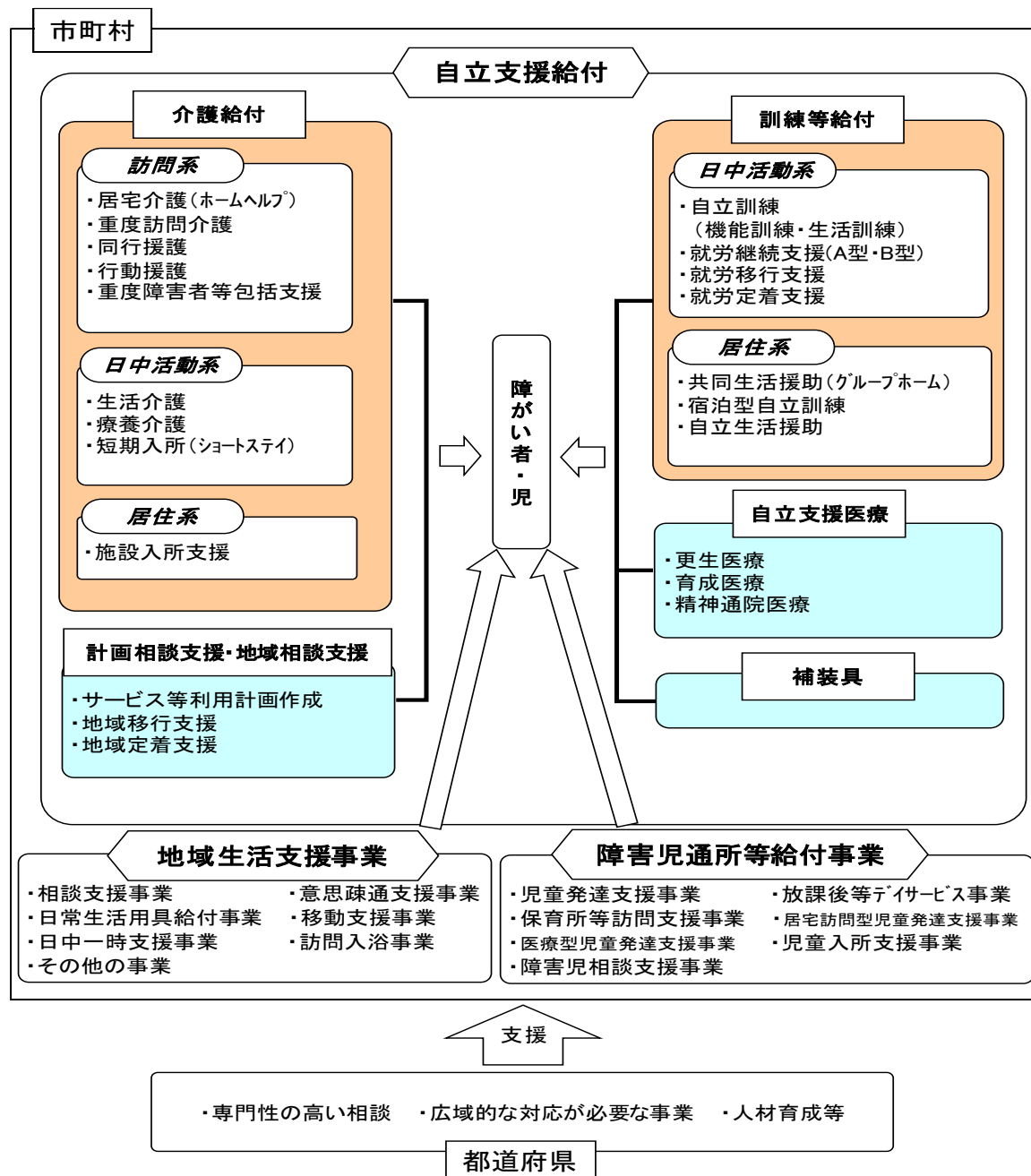


第3部 三朝町障がい福祉計画・三朝町障がい児福祉計画

第1章 障害者自立支援サービス等の全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援サービス等の全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて町が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

「自立支援給付」は、介護のサービスを受ける場合には「介護給付」、訓練等のサービスを受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。また、児童福祉法に基づく、障がい児を対象としたサービスとして「障害児通所支援」があります。



第2章 成果目標（令和5年度の数値目標の設定）

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末の段階において地域生活に移行する者の数を見込みます。

国の基本方針

①施設入所者に地域生活への移行

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者の1.6%以上を地域へ移行

②施設入所者の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から6%以上を削減

※令和2年度末までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の地域移行への移行及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

現状と課題

福祉施設入所者の地域移行は、前計画期間において実績は0人となっています。入所者の削減においても死亡や介護保険サービスへの移行のみで、令和5年度の目標値達成のためには、三朝町障がい者地域自立支援協議会や鳥取県居住支援協議会と連携に努め、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備、支援体制の充実が必要となっています。

今後の目標値

本町では、地域移行者数について第5期三朝町障がい福祉計画の目標達成は見込めません。これまでの実績及び現状から、未達成の割合を令和5年度末の目標値に加えることは困難なため、国の基本指針に示された削減割合に基づき2人と定めます。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

(単位：人)

項 目	数 値	考え方
令和元年度末時点の 施設入所者数(A)	18	令和2年3月31日の入所者数
【目標値】(B) 施設入所からの地域移行	2	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな入所施設利用者数(C)	2	令和5年度末までに新たに入所施設利用が必要な人の見込数
令和5年度末の入所者数(D)	18	令和5年度末の利用者見込数 (A－B＋C)
【目標値】(E) 施設入所者の削減	0	差引き削減見込数 (A－D)

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

国の基本方針

令和5年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

現状と課題

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすためには、様々な社会資源の関わりが重要となります。関係各所の連携による支援体制を構築するための協議の場が必要とされています。

今後の目標値

中部圏域全体で協議を進め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場が設置できるよう努めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の設置】

項 目	数 値	備 考
令和5年度末までの設置数	1 か所	圏域設置

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点として、地域支援機能を充実させていきます。

国の基本方針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

現状と課題

町単独での整備は困難であり、中部圏域での取り組みを要します。また、地域におけるニーズ把握や課題整理、中部圏域障がい者地域自立支援協議会や担当者会における積極的な協議が必要です。

今後の目標値

第5期計画に基づき、障がい者の地域生活への移行を進めるため、令和2年度末に地域生活を支援する機能（相談、体験の機会及びその場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を中部圏域内に整備しました。

また、令和5年度末までにその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討方法については、三朝町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会等において検討していくこととします。

【地域生活支援拠点等の整備】

項 目	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた検証及び検討	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）

4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

令和5年度末において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本方針

①福祉施設から一般就労への移行

令和元年度実績の1.27倍以上とする。

②就労移行支援から一般就労へ移行

令和元年度実績の1.3倍以上

③就労継続支援A型から一般就労へ移行

令和元年度実績の1.26倍以上

④就労継続支援B型から一般就労へ移行

令和元年度実績の 1.23 倍以上

⑤就労定着支援事業利用者数

令和5年度の一般就労移行者のうち、7割が利用

現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は若干の実績はあります。令和5年度の目標値達成のために、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、地域自立支援協議会を中心とした取り組みや、ハローワーク及び障害者就労・生活支援センター等の関係機関との連携強化が求められています。

今後の目標値

本町における令和元年度の福祉施設からの一般就労の実績は0人でした。令和5年度では、1人が福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

【福祉施設から一般就労移行への移行等目標値】

(単位：人)

項 目	実 績 (令和元年度 末)	目 標 (令和5年度 末)	国の指針
一般就労移行者数	—	1人	令和元年度実績の 1.27 倍以上
就労移行支援から 一般就労移行者数	—	1人	令和元年度実績の 1.3 倍以上
就労継続支援A型か ら一般就労移行者数	—	1人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
就労継続支援B型か ら一般就労移行者数	0人	2人	令和元年度実績の 1.23 倍以上
就労定着支援事業 利用者数	—	1人	一般就労移行者のう ち、7割が利用

5. 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児の健やかな育成を支援するために、以下の5項目を柱に障がい児支援の提供体制の整備を推進していきます。

(1) 地域支援体制の整備

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援がどこでも等しく受けられるように地域支援体制の構築を図ります。

(2) 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児支援により、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やわけ隔てのない受け入れを推進します。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児）、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児、虐待を受けた障がい児等に対し、適切な支援ができるよう、支援体制の充実を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

国の基本方針

①児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、重症心身障がい児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

現状と課題

国の基本指針の①から④までのいずれも、町単独での整備は困難であり、次のとおり中部圏域で実施しました。

今後の目標値

中部圏域全体で協議を進め、障がい児支援の提供体制が整備できるよう努めます。

【障がい児支援の提供体制の整備】

項 目	実績 (令和２年度 末)	目標 (令和５年度 末)	備 考
児童発達支援センターの設置数	設置 １か所	—	(倉吉東こどもの発達 デイサービスセンタ ー)
保育所等訪問支援の利用体制の 構築	実施	—	圏域設置（倉吉東こど もの発達デイサービス センター、スイッチー ズ等）
主に重症心身障がい児を支援す る児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の確保	実施	—	圏域設置（スマイルセ ンター倉吉、中部療育 園）
医療的ケア児のための保健・医 療・障がい福祉・保育・教育等の 関係機関の協議の場の設置	設置	—	圏域設置（中部圏域障 がい者地域自立支援協 議会医療的ケアを要す る障がい児者支援部 会：H30～）
医療的ケア児支援のため医療的 ケア児に関するコーディネータ ーの配置	実施	—	北栄、琴浦、湯梨浜、三 朝圏域（指定特定計画 相談事業所りんくすに 委託：R2～）

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

現状と課題

中部圏域で基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センター）は設置済みですが、1市4町との連携をより密にし、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図る必要があります。

項 目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築する。

現状と課題

基幹相談支援センターや中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等での研修や協議を継続し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図る必要があります。

項 目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	—	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等で協議

8. 発達障害者等に対する支援とその見込量

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2人	2人	2人
ペアレントメンターの数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人

ピアサポートの活動への参加人数は中部圏域の実績を参考に見込みました。

第3章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1. 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者（児）の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人を対象に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がい者等に対し、外出時において、その障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者（児）または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

現状と課題

訪問系サービスでは、実績として居宅介護と同行援護があり、サービス提供体制も整備されてきているものの、利用人数、利用時間とも減少傾向にあります。

今後のサービス見込量

本町では、令和2年度までの利用実績、計画相談支援による支援の充実、病院や施設からの地域移行等の要素を勘案し、令和5年度末において、1月あたりのサービス利用量を340時間（17人）見込むこととします。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

(単位：時間、()内は人)

居 宅 介 護 重度訪問介護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者包括支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	590 (19)	605 (20)	605 (20)
	実績値	209 (12)	163 (13)	122 (9)
	達成率	35. 4% (63. 2%)	26. 9% (65. 0%)	20. 2% (45. 0%)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	300 (15)	320 (16)	340 (17)

※数値は、サービス量（1月あたりの時間数）、()内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

2. 日中活動系サービス

(1) 介護サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

現状と課題

生活介護では、平成 24 年度の新体系移行後、利用人数は安定した数値となっています。対象者の入れ替わりがあるため利用日数に変動があるのが現状です。

今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められることになります。

今後のサービス見込量

本町では、令和元年度までの利用実績、病院や施設からの地域移行等の要素を勘案し、令和 5 年度末において、1 月あたり 605 人日（27 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日/月、（ ）内は人）

生活介護	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	583 (26)	583 (26)	583 (26)
	実績値	490 (24)	508 (25)	538 (25)
	達成率	84. 0% (92. 3%)	87. 1% (96. 2%)	92. 3% (96. 2%)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	605 (27)	605 (27)	605 (27)

※数値は、サービス量（1 月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1 月あたりの利用者数）

※平成 30 年、令和元年度は 3 月利用分、令和 2 年度は 10 月分の利用実績

※令和 3 年度～令和 5 年度は、3 月利用分の推計値

《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

①障害支援区分 3 以上（施設へ入所する場合は区分 4 以上）

②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）

②療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行います。

現状と課題

サービス提供事業所の新体系移行時に、1事業所（入所者3名）が療養介護事業所へ移行しました。本町の状況として、新規の利用者は見込めないのが現状です。

今後のサービス見込量

本町では、令和元年度末までのサービス利用者の状況等を勘案し、現在の利用者と変わらず1月あたり3人のサービス利用量を見込むこととします。

【療養介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人/月）

療養介護	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	3	3	3
	実績値	3	3	3
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	3	3	3

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人が想定されます。

③短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障がい児・者に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現状と課題

短期入所では、平成 28 年度までの利用実績を見ると、見込量より利用者の少ない傾向になっています。平成 26 年度に医療型短期入所の施設が整備され、重度心身障がい児・者の受入体制が整いましたが、夜間に対応できるヘルパーの確保など利用に向けた支援体制の整備が課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、令和元年度までの利用者の傾向、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案すると共に、特例的な利用ではなく、実情に合わせた見込量とし、令和 5 年度末における 1 月の利用日数 15 人日（3 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【短期入所のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日/月、（ ）内は人）

短期入所	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	155 (11)	169 (12)	183 (13)
	実績値	4 (1)	3 (1)	4 (1)
	達成率	2. 5% (9%)	1. 8% (8. 3%)	2. 1% (7. 7%)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	15 (3)	15 (3)	15 (3)

※数値は、サービス量（1 月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1 月あたりの利用者数）

※平成 30 年、令和元年度は 3 月利用分、令和 2 年度は 10 月分の利用実績

※令和 3 年度～令和 5 年度は、3 月利用分の推計値

(2) 訓練等サービス

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活活動の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

現状と課題

自立訓練（機能訓練・生活訓練）では、潜在的な需要（待機者）はあると思われますが、中部圏域にサービス提供事業所（基準該当事業所（機能訓練）として平成 29 年度開設）が 1 か所しかなく、実績は平成 29 年度において 1 人のみとなっています。今後も、自立訓練事業の実施事業所の拡充が求められます。

今後のサービス見込量

本町では、今後の施設や病院からの地域移行等、生活圏域への事業所開設の要素等を勘案し、令和 5 年度末において、機能訓練、生活訓練については、1 月あたり 22 人日（1 人）のサービス利用量を見込むこととします。また、宿泊型自立訓練では、利用者の入れ替わりが考えられますが、1 月あたり 2 人の利用者を見込むこととします。

【自立訓練のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、()内は人)

自立訓練 (機能訓練)	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	22 (1)	22 (1)	22 (1)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	-	-	-
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	22 (1)	22 (1)	22 (1)
自立訓練 (生活訓練)	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	22 (1)	22 (1)	22 (1)
宿 泊 型 自立訓練	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	3	2	2
	実績値	3	1	2
	達成率	100.0%	50.0%	100.0%
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	2	2	2

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、()内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※宿泊型自立訓練は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

《自立訓練の利用者像》

機能訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- ①入所支援・病院や退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方
- ②盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等

生活訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ①入所支援・病院や退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
- ②養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者のうち、日中に一般就労や外部の障がい福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

(3) 就労支援サービス

①就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現状と課題

就労支援対策として、一般就労への導入部分の支援として必要性が高いと思われますが、サービス提供事業者が少ないこと、利用状況の不安定などの理由から、サービス利用者は伸びていません。

今後のサービス見込量

本町では、サービス提供事業者の状況やサービス利用者の状況、特別支援学校の卒業者等を勘案した実情に応じた値とし、令和5年度末において、1月あたり44人日（2人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

就労移行支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	44 (2)	44 (2)	44 (2)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	44 (2)	44 (2)	44 (2)

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

《就労移行支援の利用者像》

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方

②就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約を結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

現状と課題

就労継続支援のなかで、A型（雇用量）事業所が本町の生活圏域に少ないのが現状ですが、令和元年度末において、ハローワークや県立産業人材育成センターを通じての利用者が5名あります。また、B型（非雇用量）は、サービス開始より利用者は増加傾向にあります。今後は、この継続支援事業から移行支援事業へ繋げることが課題となります。

今後のサービス見込量

本町では、サービス事業所の状況及び病院等からの地域移行の促進、令和2年度までの利用実績等を勘案し、令和5年度末において、A型（雇用量）については、1月あたり140人日（7人）のサービス利用量を見込むこととします。B型（非雇用量）については、1月あたり460人日（23人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

就労継続支援 (A型・雇用量)	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	44 (2)	44 (2)	44 (2)
	実績値	53 (3)	86 (5)	118 (7)
	達成率	120. 5% (150. 0%)	195. 5% (250. 0%)	268. 2% (350. 0%)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	140 (7)	140 (7)	140 (7)
就労継続支援 (B型・非雇用量)	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	425 (19)	447 (20)	470 (21)
	実績値	316 (21)	391 (22)	373 (21)
	達成率	74. 4% (110. 5%)	87. 5% (110. 0%)	79. 4% (100. 0%)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	440 (22)	440 (22)	460 (23)

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

《就労継続支援の利用者像》

A型（雇用型）

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に 65 歳未満）

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

B型（非雇用型）

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生活活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ①企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった方
- ③以上に該当しない方で、50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された方

③就労定着支援

一般就労に移行した障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を一定の期間提供します。

現状と課題

平成 30 年度から新たに創設されたサービスであり、就労移行支援事業所等に事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

今後のサービス見込量

本町では、平成 30 年度から令和 2 年度までにおける、就労継続支援や就労移行支援の利用者で一般就労へ移行した者の実績及び見込みを勘案し、令和 5 年度末において、1 人のサービス量を見込むこととします。

【就労定着支援のサービス利用見込量】

(単位：人)

就労定着支援	年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	1	1	1

※数値は、就労継続支援（A 型、B 型）及び就労移行支援の利用者で一般就労した者の平成 30、令和元年度の実績及び令和 2 年度の見込みによる推計値

《就労定着支援の利用者像》

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

現状と課題

本町における、共同生活援助（グループホーム）の利用者は、平成 24 年度の新体系移行時に増えた後、ほとんど増減はありませんでしたが、平成 28, 29 年度においては、長期入院者の地域移行先として利用の実績があり、以降サービスの利用は増加傾向です。また、サービス利用のニーズは今後もあると考えられることから今後も引き続き、グループホーム等の整備が求められています。

今後のサービス見込量

本町では、令和 2 年度までの利用実績、病院や施設からの地域移行の促進等を勘案し、令和 5 年度末において、共同生活援助は 14 人のサービス見込量とします。

【共同生活援助のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

共同生活援助	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	9	10	11
	実績値	11	12	12
	達成率	122.2%	120.0%	109.1%
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	12	13	14

※平成 30 年、令和元年度は 3 月利用分、令和 2 年度は 10 月分の利用実績

※令和 3 年度～令和 5 年度は、3 月利用分の推計値

《共同生活援助の利用者像》

就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の支援を行います。

現状と課題

施設入所支援では、利用者の入れ替わりはありましたが大きな利用者の増減が無いのが現状です。また、今後は地域生活への移行と、入所者の高齢化に伴う高齢者施設への移行が課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、今後、利用者数の増加傾向（＝入所待機者）等の要素と、現在の施設入所者のうち、地域生活へ移行者（＝入所者の減少）を勘案し、令和5年度末において、19人のサービス量を見込むこととします。

【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

施設入所支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	19	19	19
	実績値	17	18	19
	達成率	89.5%	94.7%	100.0%
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	19	19	19

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

《施設入所支援の利用者像》

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者

- ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上）
- ②自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

(3) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、生活全般について確認を行い、

必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

現状と課題

施設やグループホームでの集団生活ではなく、賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者の中には、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でないために一人暮らしを選択できない人があり、本人の意思を尊重した地域生活を支援する体制の確保が課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、地域における単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度末において、1人のサービス量を見込むこととします。

【自立生活援助のサービス見込量】

(単位：人)

自立生活援助	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	0	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	0	1	1

※平成30年、令和元年度は3月利用分、令和2年度は10月分の利用実績

※令和3年度～令和5年度は、3月利用分の推計値

《自立生活援助の利用者像》

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者

4. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がい者や、居宅・通所サービスを受けようとする障がい児に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

現状と課題

計画相談支援の利用者は、障害福祉サービスの利用者の増加に比例して、年々増えてきていますが、中部圏域におけるサービス等利用計画書の作成できる指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の不足が問題となっています。障がい者本人に適した障害福祉サービスを提供するためには重要なサービスであり、指定特定相談支援事業所の確保が喫緊の課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、障害福祉サービスの利用者及び病院からの地域移行後にサービスの利用が見込まれる者等を勘案し、令和5年度末において19人のサービス量を見込むこととします。

【計画相談支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

計画相談支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	13	13	13
	実績値	13	16	17
	達成率	100.0%	123.1%	130.8%
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	17	18	19

※平成30年、令和元年度は年間平均利用分、令和2年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和3年度～令和5年度は、年間平均利用分

《計画相談支援の利用者像》

- ①障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者又は障がい児
- ②なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、町が、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも出来ます。

(2) 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について必要な支援を行います。

今後のサービス見込量

本町では、福祉施設の入所者及び長期入院中の精神障がい者の人数や地域移行者数等を勘案し、令和5年度末において、1人のサービス量を見込むこととします。

【地域移行支援のサービス見込量】

(単位:人)

地域移行支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	1	1	1

※平成30年、令和元年度は年間平均利用分、令和2年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和3年度～令和5年度は、年間平均利用分

《地域移行支援の利用者像》

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む。）に入院している精神障がい者

(3) 地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

今後のサービス見込量

本町では、地域における単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度末において、1人のサービス量を見込むこととします。

【地域定着支援のサービス見込量】

(単位：人)

地域定着支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	1	1	1

※平成30年、令和元年度は年間平均利用分、令和2年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和3年度～令和5年度は、年間平均利用分

《地域定着支援の利用者像》

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者

第4章 障がい児支援事業の必要量の見込み

1. 障害児通所支援

①児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

②放課後等デイサービス

学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設において障がい児に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

⑤医療型児童発達支援

医療の必要な障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

現状と課題

平成30年度から令和2年度にかけて鳥取県中部では、放課後等デイサービスを提供できる事業所が増加しました。それに伴い、サービス受給者も年々増加傾向にあります。今後は、サービス需要をつぶさにくみ取り、スムーズなサービス受給につなげていくことが課題となります。

今後のサービス見込量

本町では、障がい児の現状からサービスの利用者の伸びを見込み、令和5年度末の1月あたり利用量として、児童発達支援では1月あたり5人日（1人）、放課後等デイサービスでは75人日（15人）、保育所等訪問支援では3人日（3人）を見込むこととします。なお、居宅訪問型児童発達支援及び医療型児童発達支援については、現状において対象となる児童が見込まれないため、見込量を0人とします。

【障害児通所支援のサービス見込量】

(単位：人日、()内は人)

児童発達支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	5 (1)	5 (1)	5 (1)
	実績値	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	達成率	—	40.0% (100.0%)	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	5 (1)	5 (1)	5 (1)
放 課 後 等 デイサービス	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	20 (5)	20 (5)	20 (5)
	実績値	29 (7)	22 (9)	89 (12)
	達成率	145.0% (140.0%)	110.0% (180.0%)	445.0% (240.0%)
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	65 (13)	70 (14)	75 (15)
保 育 所 等 訪 問 支 援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	—	—	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	3 (3)	3 (3)	3 (3)
居 宅 訪 問 型 児童発達支援	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	—	—	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医 療 型 児童発達支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	—	—	—
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※平成 30 年、令和元年度は 3 月利用分、令和 2 年度は 10 月分の利用実績

※令和 3 年度～令和 5 年度は、3 月利用分の推計値

2. 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

現状と課題

本町における障害児通所支援の利用者は増加傾向にありますが、障がい者の計画相談支援と同様に中部圏域における障害児支援利用計画書の作成できる指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の不足が問題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、障害児通所支援の利用者等を勘案し、令和5年度末において、3人のサービス量を見込むこととします。

【障害児相談支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

障害児相談支援	年 度	30 年度	元年度	2 年度
	実績値	1	1.4	3.2
	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	3	3	3

※平成30年、令和元年度は年間平均利用分、令和2年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和3年度～令和5年度は、年間平均利用分

◆医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置について

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整や医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターについては、単独での配置が困難であるため、令和2年度中部圏域において指定特定計画相談所に委託しました。

3. 障がい児に対する子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、「三朝町子ども・子育て支援事業計画」との連携を図り、保育所や認定こども園、放課後学童クラブ等（以下「保育所等」という。）における障害児の受け入れの体制整備を行います。

現状と課題

本町では、療育的な福祉施設を整備していないことから、各保育施設がその役割を担ってきた経緯があります。発達の遅れや障がいが発見された子どもと保護者に対し、適切な療育が受けられるような支援体制の確立が課題となっています。

今後の支援の見込み

本町では、「三朝町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和5年度末における保育所等の障がい児の受け入れ体制について、下記の表のとおり見込むこととします。

【障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】

種 別	利用ニーズ を踏まえた 必要な見込 み量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		3 年度	4 年度	5 年度
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	0	0	0	0
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	3	2	1	1
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	6	6	5	5

<参考>

第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後学童クラブ

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施することが好ましい事業として位置づけられており、町が行うものと県が行うものがあります。町が必ず行う事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が位置づけられています。

1. 地域生活支援事業の取り組み

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

①基幹相談支援センター事業

障がいのある人、その介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

②相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③住宅入居等支援事業

知的障がい者・精神障がい者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者および精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬の助成を行い、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がいのある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活作動補助用具（住宅改修費）を給付します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

(11) 訪問入浴サービス事業

在宅において、家族の介護だけでは入浴が困難な重度障がいのある人に対し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

(12) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援

や介護している家族の一時的な休息を図ります。

(13) 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者が自動車運転免許を取得するために要した費用及び身体障がい者の運転する自動車の制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造費の一部を助成します。

(14) その他の生活支援事業

情報の獲得が困難な聴覚障がい者に対して、手話等のコミュニケーション保障を保ちながら、日常生活に係る講習会等を開催し、日常の健康管理や質的向上・社会参加の促進を図ります。

2. 地域生活支援事業の実績と見込量

【サービス実績】

[単位：1年あたり（月表示以外）]

事業名			30年度		元年度		2年度
(1) 相談支援事業			達成率		達成率		
① 障害者相談支援事業	目標	1ヶ所		1ヶ所		2ヶ所	
		実績	1ヶ所	100.0%	1ヶ所	100.0%	2ヶ所
	基幹相談支援センター	目標	有		有		有
		実績	有	100.0%	有	100.0%	有
	② 基幹相談支援センター等機能強化事業	目標	有		有		有
		実績	有	100.0%	有	100.0%	有
	③ 住宅入居等支援事業	目標	有		有		有
		実績	有	100.0%	有	100.0%	有
(2) 成年後見制度利用支援事業		目標	1人		1人	1人	
		実績	0人	—	0人	0人	
(3) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	目標	4		4		4	
	実績	2	50.0%	0	—	0	
	② 手話通訳者設置事業	目標	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所
		実績	1ヶ所	100.0%	1ヶ所	100.0%	1ヶ所
(4) 日常生活用具給付等事業		目標	160件		160件	160件	
		実績	124件	77.5%	159件	99.4%	150件
(5) 移動支援事業		目標	600時間		650時間		700時間
		実績	490時間	81.7%	417時間	64.2%	400時間
(6) 地域活動支援センター事業		目標	0ヶ所		0ヶ所		0ヶ所
		実績	0ヶ所		0ヶ所		0ヶ所
(7) 訪問入浴サービス事業		目標	1人日/月		1人日/月		1人日/月
		実績	0人日/月	—	0人日/月	0.0%	0人日
(8) 日中一時支援事業		目標	250日/月		260日/月		270日/月
		実績	235日/月	94.0%	223日/月	85.8%	200日/月
(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業		目標	1件		1件		1件
		実績	1件	100.0%	1件	100.0%	1件
(10) その他生活支援事業		目標	1人		1人		1人
		実績	0人	—	0人	—	0人

【サービス見込量】

[単位：1年あたり（月表示以外）]

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業	有		有		有	
(3) 相談支援事業	① 障がい者相談支援事業 1ヶ所 基幹相談支援センター ② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ③ 住宅入居等支援事業		1ヶ所 有 有 有		1ヶ所 有 有 有	
(4) 成年後見制度利用支援事業						
(5) 成年後見制度法人後見支援事業						
(6) 意志疎通支援事業						
(7) 日常生活用具給付事業 (※ストマ給付は1月分を1件)						
(8) 手話奉仕員養成研修事業	160件		160件		160件	
(9) 移動支援事業	1人/年		1人/年		1人/年	
(10) 地域活動支援センター事業	14人/月	450時間	14人/月	450時間	14人/月	450時間
(11) 訪問入浴サービス事業	0ヶ所	0人/月	0ヶ所	0人/月	0ヶ所	1人/月
(12) 日中一時支援事業	5人日/月		5人日/月		5人日/月	
(13) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	250日/月		250日/月		250日/月	
(14) その他生活支援事業	1件		1件		1件	
(15) その他生活支援事業	1人/年		1人/年		1人/年	

第6章 サービス見込量確保のための方策

1. 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量確保のための方策

- 障がいのある人のニーズに対応するため、利用者・サービス提供事業者の情報提供を行うとともに、多様化するニーズに対応できるよう相談支援事業者等の関係機関との連携に努め、障がい特性に応じたサービス提供体制の確立に努めます。
- 同行援護等については、介助者に資格を必要とするため、資格取得のための従事者養成研修など各種研修会への参加促進に努めます。
- 様々に困難事例への対応ができるよう、三朝町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会を中心とした連携体制を確立し、協議・調整を行います。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）のサービス見込量確保のための方策

- 「就労支援」においては、利用者が増加傾向にあることから、ハローワーク、相談支援事業所等との連携を強化し、利用者やその家族等への適切な情報提供に努め、就労機会の拡大及び福祉施設から一般就労への移行・定着を推進します。また、中部圏域における新たな事業所の開設など、広域的に必要なサービス量の確保に努めます。
- 「生活介護」「自立訓練」等においては、利用者やその家族への適切な情報提供、サービス提供事業者との連携に努めます。
- 在宅の重症心身障がい児・者等の医療行為を伴う利用者のニーズに対応するため、県との連携、中部圏域障がい者地域自立支援協議会等で協議・検討を進めます。

3. 居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）のサービス見込量確保のための方策

○本計画における「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標達成のためには、その受け皿のひとつとなるグループホームは、重要なサービスのひとつであり、事業実施の意向を有するサービス提供事業者の把握に努め、広く情報提供を行うなど、県とともに取り組みます。

また、グループホームの入居に係る家賃を助成することにより、福祉施設等からの地域移行、親元からの自立を支援します。

○障がいのある人が地域でいきいきと生活するためには、地域の理解や協力が不可欠なことから、障がいに対する正しい理解を促進していくことが重要であり、ソフト面における普及啓発に努めます。

○「自立生活援助」については、サービスを担う事業所の新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。

4. 相談支援サービス

相談支援サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量確保のための方策

○計画相談支援は、障がい福祉サービスの適正提供に重要なサービスであることから、多くのニーズに対応できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

○地域移行支援、地域定着支援については、長期入院者等の地域移行や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるようにするためのサービス提供体制の整備に努めます。

5. 障がい児支援事業

障がい児支援事業（障害児通所支援、障害児相談支援）のサービス見込量確保のための方策

○障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、障害児支援利用計画を有効活用し、個々の実情に応じた支援を提供できる体制を、教育・保育・療育等の関係機関と効果的な連携を図ります。

○障がい児が地域の中で、学び、健やかに成長するためには、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援施設の充実が求められています。中部圏域及び県と共に連携を図り取り組みます。

○早期発見、早期発達支援が重要である発達障がい児については、保健師、医療機関等の関係機関と連携し、早期療育の実施に努めます。

○障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、県と連携し、入所施設やサービス事業所と協力しながら、施設入所後から退所後の支援を見据えた連絡調整に努めます。

6. 地域生活支援事業

地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等）の見込量確保のための方策
--

○障がいのある人が生活していくうえで、必要なさまざまな情報について効果的な情報提供を行い、適切なサービスが選択できるよう努めます。

○障がいのある人の特性に応じたサービス内容など、三朝町障がい者地域自立支援協議会等を利用し協議を進め、充実したサービスを提供できる体制づくりに努めます。

○サービス量の確保を図るため、中部圏域内でのサービス事業参入を促進するなど、利用者の納得できるサービス提供に努めます。

○利用者負担については、自立支援給付と同様に所得に応じた負担上限を設定、利用者負担の軽減を図るなど、負担能力を適切に反映した制度の維持に努めます。